

令和 4 年 1 2 月 1 日

東海旅客鉄道株式会社  
執行役員中央新幹線推進本部副本部長・企画推進部長  
澤田 尚夫 様

国土交通省鉄道局施設課長

## 水利権の目的外使用や譲渡に係る河川法の法的な整理について (回答)

水利権の目的外使用や譲渡に係る河川法の法的な整理について、政府部内で整理した結果として下記の通り回答します。

## 記

河川法第 23 条では、「河川の流水を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を得なければならない。(以下略)」とされており、一般に河川の流水を占有する権利を水利権と呼んでいます。

この「河川の流水を占有」することについては、判例<sup>1</sup>上、「ある特定目的のために、その目的を達成するのに必要な限度において、公共用物たる河川の流水を排他的かつ独占的に継続して使用する権利」と定義されています。

また、一般的に、河川の流水は、取水施設に収容されたときに河川の流水と隔離され、利水者の管理下に置かれることとなり、利水者は、その管理下においた水について、占有許可で定められた目的以外の目的で自ら使用し、又は他人に使用させることはできないとされています。

いわゆる B 案は、大井川の流量を維持する目的で、工事の一定期間 (山梨県側から掘削する先進坑が県境を越えて静岡県側の先進坑とつながるまでの期間)、東京電力リニューアブルパワー株式会社 (以下「東電 R P」とします。) が保有する水利権の一部を行使しないというものとどまり、東電 R P は、取水抑制する流水について、大井川の流水から隔離してその管理下に置くものではなく、他者が当該流水を利用した場合はこれに対抗することはできません。また、東海旅客鉄道株式会社 (以下「J R 東海」とします。) がその流水を排他的かつ継続的に使用する立場を得るわけでもありません。

<sup>1</sup> 東京都三田用水慣行水利権等確認請求事件判決 (最高裁 昭和 44 年 12 月 18 日)

そのため、東電R Pが取水を抑制したことによって、発電目的以外の目的で排他的・継続的に流水を使用することには当たらず、占用目的の変更も不要と考えられます。

河川法第 34 条では、「第 23 条（略）の許可（略）に基づく権利は、河川管理者の承認を受けなければ、譲渡することができない。（以下略）」とされています。

しかし、東電R Pが取水を抑制した大井川の流水を、J R 東海が自らの管理下に置き、排他的・継続的に使用するものではないため、河川の流水を占有することにはならず、東電R Pの水利権の一部を譲渡されたと解するのは困難です。

よって、いわゆるB案は水利権の譲渡には該当せず、河川管理者の承認は不要と考えられます。

なお、上記の見解はJ R 東海が示したいいわゆるB案をもとに限られた情報に基づき法制上の整理を行ったものであり、J R 東海と東電R Pとの今後の協議等により修正がありえます。

以上